

高齢者用肺炎球菌感染症の定期接種についての説明書

この予防接種は、個人の感染予防を目的として希望時に接種するもので、接種の義務はありません。医師からワクチンの効果と副反応について十分な説明を受け、ご理解いただいた上で接種してください。

【対象者】 川西市に住民登録があり、接種を希望する①または②の方

①65歳の方

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により、身体障害者手帳1級相当の方
※自費での接種含め、過去に肺炎球菌ワクチンを接種した方は定期接種の対象外です。

【持ち物】 住所の分かる身分証明書（マイナンバーカード等）



市ホームページ

1. 肺炎球菌感染症の概要

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされています。これらの菌が増殖し、下気道や血液中に侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

2. 使用するワクチンと接種方法、スケジュール

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（プレベナー20）	1回（筋肉内に接種）
---------------------------	------------

※令和8年度より、定期接種で用いるワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（ニューモボックスNP）から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（プレベナー20）に変更になりました。

3. 接種できない方

- ①ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ②明らかな発熱を呈している方
- ③重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ④過去に肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことのある方
- ⑤予防接種を行うことが不適当な状態にある方等

4. 接種に注意が必要な方

- ①免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ②心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ③予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ④過去に痙攣をおこしたことがある方
- ⑤沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（プレベナー20）の成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある方
- ⑥血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

5. 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(プレベナー20)の効果

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(プレベナー20)は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5~6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(プレベナー20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3~4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

6. 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(プレベナー20)の安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*(59.6%)、筋肉痛(38.2%)、疲労(30.3%)
10%以上	頭痛(21.7%)、関節痛(11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

7. 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、帯状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

8. 接種を受けた後の注意点

ワクチンの接種後 30 分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。

注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。

当日の激しい運動は控えるようにしてください。

まれに副反応を生じることもあることから、接種後に体調不良で医療機関を受診される場合、医療機関で予防接種を受けたことを伝えてください。

重篤な副反応が起こった場合

予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障がいが残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期接種(B類)によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済制度の給付対象となります。

申請の際は、川西市保健センターへご相談ください。

※詳細は、右記の厚生労働省 HP を確認または「予防接種 救済制度」で検索



川西市保健センター

〒666-0016 川西市中央町12番2号

お問い合わせ先: TEL 072-758-4721 (平日9時~17時)

FAX 072-758-8705